

第 5 1 号議案

ふじみ野市立文化施設条例の一部を改正する条例

ふじみ野市立文化施設条例（令和 2 年ふじみ野市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

中央文化施設	ふじみ野市上福岡五丁目 2 番 1 2 号
--------	-----------------------

第 4 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(3) 中央文化施設 毎月第 4 月曜日（休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）並びに 1 月 1 日から同月 4 日まで及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までの日

第 1 0 条及び第 1 6 条第 2 項中「別表第 1 及び別表第 2」を「別表第 1、別表第 2 及び別表第 3」に改める。

別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 3（第 1 0 条関係）

1 中央文化施設ホール等

施設名			時間			
			午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 1 0 時まで	午前 9 時から午後 1 0 時まで
ホール	平日	移動観客席を使用する場合	円 2, 0 0 0	円 2, 7 0 0	円 3, 4 0 0	円 7, 7 0 0
		移動観客席を使用しない場合	1, 0 0 0	1, 3 5 0	1, 7 0 0	3, 8 5 0
	日曜日、土曜日及び休日	移動観客席を使用する場合	2, 5 0 0	3, 4 0 0	4, 2 5 0	9, 6 5 0
		移動観客席を使用しない場合	1, 2 5 0	1, 7 0 0	2, 1 0 0	4, 8 0 0
楽屋 1			4 5 0	6 0 0	7 5 0	1, 7 0 0
楽屋 2			1 5 0	2 0 0	2 5 0	5 5 0
ギャラリー			3 0 0	4 0 0	5 0 0	1, 1 0 0

2 中央文化施設その他の施設

施設名 \ 時間	午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時30分から午後3時30分まで	午後3時30分から午後5時30分まで	午後6時から午後8時まで	午後8時から午後10時まで
ミーティングルームA	円 200	円 200	円 200	円 200	円 200	円 200
ミーティングルームB	200	200	200	200	200	200
スタディルーム	200	200	200	200	200	200
多目的ルームA	500	500	500	500	500	500
多目的ルームB	200	200	200	200	200	200
スタジオ	400	400	400	400	400	400
DIYルーム	400	400	400	400	400	400
キッチンスタジオ	400	400	400	400	400	400
和室1	300	300	300	300	300	300
和室2	300	300	300	300	300	300

備考

- 1 「平日」とは月曜日から金曜日までの日のうち休日を除く日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。
- 2 障害者手帳の交付を受けている者及びその介助者（1人に限る。）又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体が利用する場合の使用料は、この表の金額に0.5を乗じて得た額とする。
- 3 ふじみ野市に住所を有し、通勤し、若しくは通学している者又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体以外のものが利用する場合の使用料は、この表の金額に2を乗じて得た額とする。
- 4 入場料を徴収する場合の使用料は、次の各号に掲げる1人当たりの入場料の額に応じ、当該各号に定める率にこの表の金額を乗じて得た額とする。
 - (1) 3,000円を超え5,000円未満の場合 1.5
 - (2) 5,000円以上の場合 2.0
- 5 商業宣伝行為等専ら営利を主たる目的として利用する場合の使用料は、前項の入場料を徴収しない場合であっても、この表の金額に2.5を乗じて得た額とする。
- 6 ホールの利用者が利用に供する準備又は練習のためホールを利用する場

合は、移動観客席を使用しない場合のホールの使用料を適用する。

- 7 ホールの利用者が時間延長をした場合の1時間当たりのホールの使用料は、当該区分の使用料（当該区分の使用料に備考2から備考6までの規定の適用があるときは、その適用後の額）の1時間当たりの金額に1.3を乗じて得た額とする。ただし、当該延長は、1時間を限度とし、1時間未満は、これを1時間とする。
- 8 利用者が連続して複数の時間区分において施設を利用する場合は、各時間区分の間の時間も当該施設を利用することができるものとし、当該時間については、使用料を徴収しない。
- 9 やむを得ない理由によりあらかじめ許可された利用時間を超える場合の使用料（ホールを除く。）は、その超える時間1時間につき、当該1時間当たりの額とする。ただし、超過時間が1時間未満の端数は、これを1時間とする。
- 10 使用料の合計額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- （準備行為）
- 2 指定管理者による管理及び中央文化施設の利用の許可に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

令和8年6月1日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

ふじみ野市立文化施設として中央文化施設を設置するため、ふじみ野市立文化施設条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。